

# 入札条件

- 1 入札書には、次に掲げる事項等を記載すること。（入札書の書式参照）
  - (1) 入札年月日
  - (2) 住所、氏名及び印（法人の場合は所在地、名称又は商号、代表者の氏名及び印）
  - (3) あて名は、「岩手県知事 達増 拓也」とする。
  - (4) 入札金額
  - (5) 件名
  - (6) 数量等
  - (7) 単価及び金額
- 2 入札の方法等
  - (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を二線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。  
また、一度提出した入札書は書換え、引換え又は撤回することができない。
  - (3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。（委任状の書式参照）
  - (4) 入札書の封入は省略し、入札書のみを投函すること。
- 3 次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者が提出した入札書
  - (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
  - (3) 記名押印のない入札書
  - (4) 入札金額を訂正した入札書
  - (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
  - (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
  - (7) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
  - (8) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
  - (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書
- 4 落札者の決定方法
  - (1) 本件に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
  - (3) 4(2)の同額の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に係りのない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- 5 開札に立ち会う者に関する事項  
開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがいない場合は、入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせて行うものとする。
- 6 再度入札に関する事項  
初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。入札執行回数  
の限度は定めない。
- 7 契約に関する事項
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、会計規則第113条に定める確  
実な担保の提供をもってこれに代えることができる。
  - (3) 会計規則第112条第1項各号の一に該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - (4) 契約書に係る契約条項は、別紙契約書の書式のとおりとす。
- 8 その他  
入札参加者又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契  
約の相手方が負担するものとする。

(入札書書式)

# 入 札 書

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名)

(印)

一金 

億	千	百	十	万	千	百	十	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---

 円

件 名	数 量	等 価	単 価	金 額
当直員用寝具類の賃貸借	369組/日×365日 = 134,685組		円	円

(委任状書式)

# 委 任 状

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

委任者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

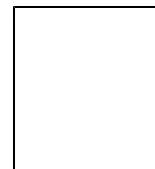
私は、下記の者を代理人として、次の権限を委任します。

入札件名 当直員用寝具類の賃貸借

記

1 受任者 住 所  
氏 名

受任者使用印



2 委任事項

入札及び見積に関する一切の権限

3 委任期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで